令和 2 (2020) 年 8 月 31 日 (月)

第9回 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

資料 3-2「教育と福祉の連携に関する施策について」の提案

金沢大学学校教育系 滝口 圭子

<提案 1> p. 2

地域連携推進マネジャーが担う業務の③ 「保護者等に対する相談窓口」に、「保護者等に対する相談支援の実施」と記載がありますが、他の業務内容とは求められる専門性が(大きく)異なるように思います。①「相談支援の内容の(ある程度の)明確化」、②「①に基づく他機関の相談業務との(ある程度の)分担の明確化」、③「相談支援のみを担当する者の配置」等を提案いたします。

く提案 2> p.5

発達障害者支援地域協議会の業務内容として、「困難ケースへの対応」という記載があり、要保護児童対策地域協議会の性格もいくらか有する組織であろうと推察いたします。要保護児童対策地域協議会の「個別ケース検討会議」のような役割を担うことについて、引き続き検討していただければと思います。

<提案 3> p.6

巡回支援専門員整備事業の拡充について、下部の図に「小学校」「中学校」等が含まれておりません。種々の管轄の違いによる制限、制約があるのだと推察いたしますが、この図に「小学校」「中学校」を含めていくことは、やはり困難なことなのでしょうか。小学校就学前と就学後とでは、巡回相談体制が異なるということなのだと思いますが、例えば、就学前から巡回相談を担当している者が、就学後も引き続き相談を担当することが可能となるような仕組み(の検討)について、提案いたします。

以上の3点につきまして、既に対応、対策がなされている場合は、更なる充実及び積極的な情報発信等を、重ねてお願い申し上げます。